

遊漁で（ひらめ）釣りされる皆さんへ

檜山管内では、（ひらめ）資源を保護するために、委員会指示及び自主規制により、次のとおり制限を行っていますので、ご協力をお願いします。

○檜山海区漁業調整委員会指示

※生餌使用の制限—檜山支庁管内沖合の、ひらめ一本釣り漁業及び、雑はえなわ漁業では、いか・いわし・いかなご・どじょうなどを含むすべての生餌の使用を次のとおり制限しています。

① 1月1日～7月15日の間

水深20メートル以浅の水域では、生餌の使用を禁止する。

② 7月16日～12月31日の間

水深に関係なく、全水域、生餌の使用を禁止する。

○自主規制

※禁漁期間—産卵期の保護のため、7月16日～8月15日までの間はいかなる漁法によっても、ひらめを採捕してはならない。

※体長制限—全長35センチメートル未満のひらめを採捕したときは、直ちに放流しなければならない。

※トローリング（ひき釣り）は禁止されています。

※操業中の漁船に迷惑をかけないように、航行には十分注意して下さい。